

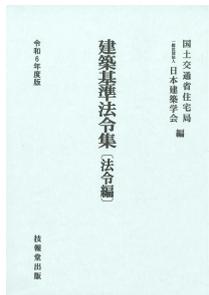
使用可能法令集について

建築基準適合判定資格者検定において使用可能な法令集は以下のとおりです。

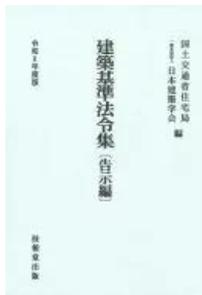
☑チェックポイント1 使用可能な法令集か



国土交通六法
(社会資本整備編)
東京法令出版 発行



建築基準法令集
(法令編) (告示編)
技報堂 発行



基本建築関係法令集
(法令編) (告示編)
井上書院 発行



建築設備関係法令集
井上書院 発行



建築基準法規集
新日本法規出版 発行



基本建築基準法関係法令集
建築資料研究社
日建学院 発行



建築関係法令集
井上書院 発行



建築基準法関係法令集
建築資料研究社
日建学院 発行



建築基準法令集
オーム社 発行



建築基準関係法令集
TAC出版 発行



建築関係法令集
(法令編) (法令編S) (告示編)
総合資格学院 発行



※その他使用可能なもの
建築六法、全国加除法令出版 発行、建築基準法令集（様式編）技報堂発行

はい いいえ 検定会場への持込は認められません。

☑チェックポイント2 法令集は1冊のみか

はい いいえ

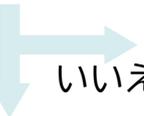
複数冊の持込が認められる例

- ・ A出版社「法令集」とA出版社の「告示編」
- ・ A出版社「法令集」とB出版社の「告示編」
- ・ A出版社「法令集(告示の一部)」とA出版社の「告示編」
- ・ A出版社「法令集(告示の一部)」とB出版社の「告示編」

※いずれの場合も出版年がそれぞれ異なっていても可。

☑チェックポイント3 認められる書き込み等の範囲

1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと(条文等の省略は認められる)
2. 次に掲げる簡単な書き込み及び印刷以外に解説等を付していないこと
 - イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示(法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする)
 - ロ. 改正年月日
 - ハ. アンダーライン
 - ニ. ○、△、×の記号

はい  いいえ 消す、塗りつぶすなど、是正対応が必要となります。

☑チェックポイント4 会場での法令集チェック

検定当日、会場にて事務局によるチェックを受けた法令集のみ使用が認められます。
チェックポイント3で認められていない書き込み等については担当官の指示に従い、是正を行ってください。

はい  いいえ チェックを受けていない法令集を使用した場合、退場を命じます。

[建築基準適合判定資格者検定へ](#)

Q & A

Q 1. 法令集の持ち運び等がしやすいように、1冊の法令集を2分割に切って使用している場合、1冊として認められますか。

A 1. 1冊の法令集を単純に分割しているものであれば、1冊として持込可能です。ただし、条文の入れ替えや挿入がされている場合は、認められません。

Q 2. 法令集（告示が一部掲載されているもの）と告示編（告示のみ）との組み合わせは持ち込みOKですか。

A 2. 一部の告示は重複いたしますがチェックポイント2に記載のとおり、1セットとして認められます。その場合、出版社がそれぞれ異なっても認められます。

Q 3. 考査Aと考査Bで使用する法令集を分けることは可能ですか。

A 3. 双方とも法令集チェックを受けていれば認められます。ただし、同時使用は認められないため、使用しない法令集を事務局に預けることが必要です。

Q 4. 出版社が発行している正誤表や追録の持ち込みは可能ですか。

A 4. 正誤表の持ち込みは認められませんので、必要な方は正誤表における正しい標記を法令集に書き写して下さい。追録は法令集にそのまま挟み込んであれば持ち込み可能です。切り貼りしたもの等は認められません。

(参考)書き込み例

●認められる書き込み等の例

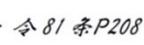
【構造耐力】

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。
- ロ 前号に定める基準に適合すること。



P8



●認められない書き込み等の例(条文の次に関連の別表を挿入)

【耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物】

第27条 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、地階を除く階数が3で、3階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（3階の一部を別表第1(イ)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び第二号又は第三号に該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものにあつては、第2条第九号の三イに該当する準耐火建築物（主要構造部の準耐火性能その他の事項について、準防火地域の内外の別に応じて政令で定める技術的基準に適合するものに限る。）とすることができる。

- 一 別表第1(ろ)欄に掲げる階を同表(イ)欄の当該各項に掲げる用途に供するもの
- 二 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表(1)項の場合にあつては客席、同表(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限る。）の床面積の合計が同表(ハ)欄の当該各項に該当するもの
- 三 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの

別表第1 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物
(第6条、第27条、第28条、第35条-第35条の3、第90条の3関係)

	(イ)	(ろ)	(ハ)	(ニ)
用途		(イ)欄の用途に供する階	(イ)欄の用途に供する部分((1)項の場合にあつては客席、(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限る。)の床面積の合計	(イ)欄の用途に供する部分((2)項及び(4)項の場合にあつては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡(屋外観覧席にあつては、1,000㎡)以上	
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階		300㎡以上



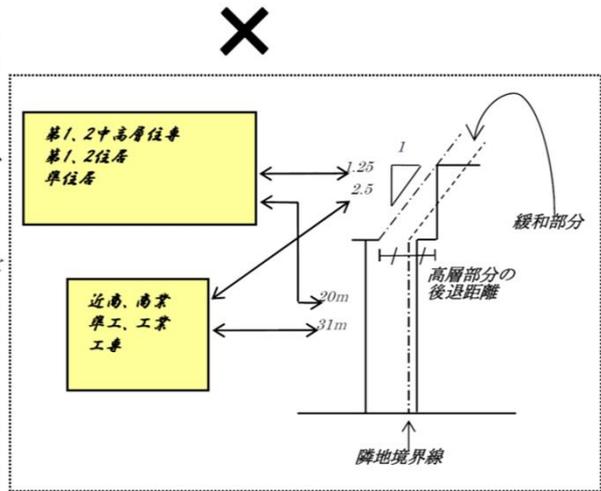
(参考)書き込み例

●認められない書き込み等の例(解説を付した場合)

【建築物の各部分の高さ】

第56条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。

- 一 別表第3(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(ハ)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(ニ)欄に掲げる数値を乗じて得たもの
- 二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくはニに定める数値が1.25とされている建築物で高さが2.0mを超える部分を有するもの又はイからニまでに定める数値が2.5とされている建築物(ロ及びハに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第7項第二号において同じ。)で高さが3.1mを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、イからニまでに定める数値を乗じて得たものに、イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあつては2.0mを、イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあつては3.1mを加えたもの
- イ 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物(ハに掲げる建築物を除く。) 1.25(第52条第1項第二号の規定により容積率の限度が30/10以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、2.5)
- ロ 近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物(ハに掲げる建築物を除く。)又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 2.5
- ハ 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の2/3以上であるもの 2.5
- ニ 用途地域の指定のない区域内の建築物 1.25又は2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの



●認められない書き込み等の例(早見表に相当するもの)

次の条文に関連して、表を書込み又は貼付しているもの(早見表に相当するもの)

- ・建築基準法第55条
(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度)
- ・建築基準法第56条(建築物の各部分の高さ)
- ・建築基準法第56条の2(日影による中高層の建築物の高さの制限)

種類 用途地域	高さの限度	高さ制限			日影規制	高度地区
		道路	隣地	北側		
一種・二種低層住居	10又は12	1.25L	—	5+1.25L	地方公共団体の条例で、適用区域、測定面及び日影時間を定める(*)	都市計画で、高さの最高限度又は、最低限度を定める
一種・二種中高層住居	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	10+1.25L		
一種住居 二種住居 準住居	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	—		
近隣商業 準工業	—	1.5L	31+2.5L	—		
商業 工業 工業専用	—	1.5L	31+2.5L	—		
無指定	—	1.5L 1.25L	31+2.5L 20+1.25L	—		

●認められない書き込み等の例(解説を付した場合)

建築基準法 第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

法65条

で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は扉で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く。)に附属するものについては、この限りでない。(よ)(ト)㊦

政令で定める基準=令136条の2⇨410
大臣が定め=令元国交告194⇨告示編235

(屋根)

第62条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。(ト)(レ)(ネ)㊦

政令=令136条の2の2⇨412
大臣が定め=平12建告1365⇨773/⇨告示編243

(隣地境界線に接する外壁)

第63条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。㊦

(看板等の防火措置)

第64条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。㊦

(建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)

第65条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。(よ)㊦

防火壁=令113条⇨328

2 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。(よ)

(第38条の準用)

第66条 第38条の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対するこの節の規定及びこれに基づく命令の規定の適用について準用する。(ン)㊦

第5節の2 特定防災街区整備地区(ノ)

(特定防災街区整備地区)

第67条 特定防災街区整備地区内にある建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。(ノ)(ン)㊦

特定防災街区整備地区=密集市街地整備法31条⇨1221

